

定住自立圏構想推進制度の概要

定住自立圏の形成

中心市

- 人口:原則5万人程度以上(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率:1以上

①中心市宣言

地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を公表

近隣市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する市町村(通勤通学割合10%圏等の要素を考慮して判断)

②定住自立圏形成協定締結

【協定の内容】

- 中心市と近隣市町村の1対1による協定(関係市町村議会の議決が必要)
- 協定で規定する取組み(次の3項目は必須)
 - ア 生活機能の強化
 - イ 結びつきやネットワークの強化
 - ウ 圏域マネジメント能力の強化

【国による主な財政支援】

- 取組みに対する包括的特別交付税措置
 - 中心市:対象事業費 上限8,500万円程度 措置率80%
 - 近隣市町村:対象事業費 上限1,500万円 措置率100%
- 関係省庁による支援策(産業振興、教育分野など、定住自立圏構想推進のための補助事業の優先採択)

③定住自立圏共生ビジョン策定

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的な取組みを記載

【例】

住まい



交通



人材育成など

